



鳥取県公報

令和3年11月30日(火)
第9355号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県立県民文化会館の利用料金 (621) (文化政策課) 2
	鳥取県立倉吉未来中心の利用料金 (622) (〃) 11
	指定自立支援医療機関の指定 (623) (障がい福祉課) 20
	県営土地改良事業計画の変更 (624) (農地・水保全課) 21
	保安林の指定の解除 (625) (森林づくり推進課) 21
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (626) (西部総合事務所県民福祉局) 21
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (627) (〃) 22

告 示

鳥取県告示第621号

鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例（平成5年鳥取県条例第2号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立県民文化会館の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第321号（鳥取県立県民文化会館の利用料金について）は、令和3年11月30日限り廃止する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 梨花ホール利用料（イの場合を除く。）

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	34,150円	68,300円	74,700円	162,970円
	1,001円以上3,000円以下	44,390円	88,790円	97,110円	211,860円
	3,001円以上5,000円以下	54,640円	109,280円	119,530円	260,770円
	5,001円以上	68,300円	136,610円	149,410円	325,970円
休日	1,000円以下	40,980円	81,960円	89,640円	195,570円
	1,001円以上3,000円以下	53,270円	106,550円	116,540円	254,250円
	3,001円以上5,000円以下	65,570円	131,140円	143,430円	312,920円
	5,001円以上	81,960円	163,930円	179,290円	391,160円

備考

- 1 この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階席部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 梨花ホール利用料（4月及び5月において、専らピアノ練習のために利用する場合に限る。）

午 前	午 後
午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで
8,530円	17,070円

ウ 小ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分 まで	午前9時から 午後9時30分 まで
平日	1,000円以下	5,970円	11,940円	13,050円	28,480円

	1,001円以上3,000円以下	7,760円	15,520円	16,970円	37,030円
	3,001円以上5,000円以下	9,550円	19,100円	20,890円	45,570円
	5,001円以上	11,940円	23,880円	26,110円	56,970円
休日	1,000円以下	7,160円	14,330円	15,670円	34,180円
	1,001円以上3,000円以下	9,310円	18,620円	20,360円	44,420円
	3,001円以上5,000円以下	11,460円	22,920円	25,070円	54,690円
	5,001円以上	14,330円	28,660円	31,340円	68,380円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、受講料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

エ 楽屋・楽屋事務室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から午後 9時30分まで	午前9時から午後 9時30分まで
梨花ホール	第1楽屋	390円	800円	870円	1,890円
	第2楽屋	330円	680円	730円	1,600円
	第3楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第4楽屋	550円	1,110円	1,200円	2,630円
	第5楽屋	1,250円	2,510円	2,740円	5,980円
	第6楽屋	800円	1,610円	1,760円	3,830円
	第7楽屋	500円	1,010円	1,110円	2,410円
	第8楽屋	460円	930円	1,020円	2,210円
	楽屋事務室	250円	500円	550円	1,190円
小ホール	第9楽屋	610円	1,230円	1,340円	2,920円
	第10楽屋	720円	1,440円	1,580円	3,440円

オ リハーサル室・練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間			全 日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時 まで	午後6時から 午後9時 30分まで	午後6時から 午後8時 まで	午後8時から 午後9時 30分まで	午前9時から 午後9時 30分まで
リハーサル室	4,920円	9,850円	10,780円	6,170円	4,620円	23,500円
第1練習室	570円	1,150円	1,250円	720円	540円	2,730円
第2練習室	700円	1,400円	1,540円	880円	660円	3,340円
第3練習室	1,130円	2,260円	2,460円	1,410円	1,050円	5,380円
第4練習室	1,530円	3,070円	3,360円	1,920円	1,440円	7,320円

カ フリースペース利用料

区 分	単 位	料 金
他施設に付随	1日50平方メートルにつき	100円

(営利を目的としない場合)	(最大200平方メートル)	
他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日50平方メートルにつき (最大200平方メートル)	100円

備考 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。

キ ギャラリー利用料

区 分	単 位	料 金
ホール以外他施設に付随 (営利を目的としない場合)	1日250平方メートルにつき	500円
ホール以外他施設に付随 (営利を目的とする場合)	1日250平方メートルにつき	2,500円
単独利用 (営利を目的としない場合のみ)	1日250平方メートルにつき	500円

備考 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。

ク 屋外スペース利用料

区分	単位	料金
営利を目的としない場合	1日10平方メートルにつき	10円
営利を目的とする場合	1日10平方メートルにつき	50円

備考

- 1 この表は、屋外における利用が可能な場所の利用について許可を受けた場合に適用する。
- 2 貸出面積に10平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 利用期間が1日未満であるとき、又は利用期間に1日未満の端数があるときは、1日として計算する。
- 4 営利を目的とする場合の利用は、館内施設の利用に付随して利用する場合に限る。

ケ 展示室利用料

区 分		午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
展示室	営利を目的としない場合	8,510円	11,350円	12,410円	27,420円
	営利を目的とする場合	17,030円	22,710円	24,850円	54,900円

備考 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額(10円未満の端数は切り捨てるものとする。)を徴収する。

コ 会議室・会議準備室利用料

区 分	利用料(1時間につき)(非営利)	利用料(1時間につき)(営利)
第1会議室	4,680円	9,360円
第2会議室	2,160円	4,320円
第3会議室	2,450円	4,900円
第4会議室	1,070円	2,140円
第5会議室	530円	1,060円

第6会議室	490円	980円
第7会議室	320円	640円
第8会議室	270円	540円
会議準備室	130円	260円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

サ ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料

施設名	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
梨花ホール	17,070円	34,150円	37,350円	81,480円
小ホール	2,980円	5,970円	6,520円	14,230円
展示室	4,250円	5,670円	6,200円	13,700円

シ 梨花ホール、小ホール、楽屋・楽屋事務室、練習室、リハーサル室及び展示室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間につき）
午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホール又は展示室を専ら練習又は準備のために利用する場合は、（1）ア、ウ及びケに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

(2) 設備利用料

ア 梨花ホール

種 別	区 分	利 用 料
	設 備 名	
舞台設備	大迫り	1基1回につき 2,450円
	小迫り	1基1回につき 1,170円
	音響反射板	1基1回につき 5,760円
	オーケストラピット	1基1回につき 6,290円
	紗幕（白・グレー・黒）	1枚1回につき 1,170円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき 1,050円

	浅葱幕 (天竺幕)	1 枚 1 回につき	1,170円
	舞台所作台	1 セット 1 回につき	7,570円
	花道所作台	1 セット 1 回につき	1,810円
	松竹羽目	1 セット 1 回につき	2,660円
	毛せん (赤ネル地)	1 枚 1 回につき	310円
	長座布団	1 枚 1 回につき	200円
	平台	1 枚 1 回につき	200円
	上敷ござ	1 枚 1 回につき	310円
	金屏風	1 双 1 回につき	1,590円
	銀屏風	1 双 1 回につき	1,590円
	鳥の子屏風	1 双 1 回につき	1,590円
	地かすり	1 枚 1 回につき	1,590円
	鳥屋囲	1 セット 1 回につき	1,050円
	パレエ用シート	1 枚 1 回につき	950円
	雪かご	1 台 1 回につき	310円
	開き足	1 脚 1 回につき	100円
	演台 (大)	1 卓 1 回につき	630円
	演台 (小)	1 卓 1 回につき	410円
	演台 (司会者用)	1 卓 1 回につき	200円
	指揮者台 (譜面台含)	1 台 1 回につき	310円
	譜面台 (楽団員用)	1 台 1 回につき	100円
	仮設能舞台 (梨花ホール仕様)	1 セット 1 回につき	21,520円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1 台 1 回につき	10,670円
	ピアノ (ベーゼンドルファー)	1 台 1 回につき	10,670円
	大太鼓 (和太鼓)	1 台 1 回につき	740円
	ティンパニー	1 セット 1 回につき	3,140円
	マリンバ	1 台 1 回につき	1,150円
	コンサートバスドラム	1 台 1 回につき	560円
音響設備 器具	拡声装置	1 セット 1 回につき	3,720円
	ステージスピーカー	1 台 1 回につき	1,170円
	ハードディスクレコーディングシステム	1 セット 1 回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1 台 1 回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1 台 1 回につき	840円
	CDプレーヤー	1 台 1 回につき	1,050円
	DATデッキ	1 台 1 回につき	840円
	ステージモニタースピーカー	1 台 1 回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー (アンプ内蔵型)	1 台 1 回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	1,050円
	一点吊りマイク装置	1 セット 1 回につき	530円
	マイク (コンデンサ型)	1 本 1 回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1 本 1 回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1 本 1 回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1 本 1 回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1 本 1 回につき	200円

	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,270円
	エレベーターマイク	1本1回につき	950円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
照明設備	フットライト	1セット1回につき	840円
	花道フットライト	1セット1回につき	410円
	ロアーホリゾンライト	1セット1回につき	1,380円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	中アッパーホリゾンライト	1セット1回につき	1,700円
	アッパーホリゾンライト	1セット1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト	1列1回につき	840円
	プロセニウムスポットライト	1列1回につき	1,050円
	ポータルタワースポットライト	1セット1回につき	1,050円
	トーマンタルスポットライト	1セット1回につき	310円
	トーマンタルタワーライト	1基1回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	840円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	クセノンピンスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	2,120円
	ムービングライトフロント用	1台1回につき	1,590円
	ムービングライトシーリング用	1台1回につき	1,170円
	音響反射板ライト	1セット1回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,660円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
	サブ調光操作装置	1セット1回につき	1,050円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	310円
	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン	1台1回につき	950円
	コンセプトマシン	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクト	1台1回につき	950円
	レインボウマシン	1台1回につき	950円
	カラーフェーダー	1台1回につき	310円

	ストリップライト (100ワット、12灯、2回路)	1台1回につき	310円
	ストリップライト (100ワット、4灯、2回路)	1台1回につき	200円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,930円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	映写機 (35・16ミリ兼用)	1台1回につき	8,960円
	ハイビジョンビデオプロジェクター	1セット1回につき	6,390円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1セット1回につき	1,910円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で梨花ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	平台	1枚1回につき	200円
	演台 (大)	1卓1回につき	630円
	演台 (小)	1卓1回につき	410円
	演台 (司会者用)	1卓1回につき	200円
	指揮者台 (譜面台含)	1台1回につき	310円
	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	仮設能舞台 (小ホール仕様)	1セット1回につき	17,730円
楽器	ピアノ (スタインウェイ)	1台1回につき	10,670円
	ピアノ (ヤマハCFⅢ-S)	1台1回につき	5,550円
	エレクトーン (ヤマハEL-90)	1台1回につき	5,010円
音響設備 器具	拡声装置	1セット1回につき	2,770円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	ステージモニタースピーカー (アンプ内蔵型)	1台1回につき	1,380円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円

	ブームスタンド	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易調整卓	1セット1回につき	1,270円
	ポータブルミキサー	1セット1回につき	1,170円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
照明設備	ローアホリゾントライト	1セット1回につき	1,170円
	ボーダーライト	1列1回につき	840円
	サスペンションスポットライト	1列1回につき	410円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,590円
	投光ギャラリースポットライト	1列1回につき	410円
	センターピンスポットライト	1台1回につき	1,170円
	調光操作装置	1セット1回につき	3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	スポットライト (500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	310円
	LEDスポットライト	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	410円
	エフェクトスポットライト (2キロワット)	1台1回につき	740円
	ミラーボール (φ450, 600)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン	1台1回につき	950円
	コンセプトマシン	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	ファイヤーマシン	1台1回につき	950円
	オーロラマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクト	1台1回につき	950円
	レインボウマシン	1台1回につき	950円
カラーフェーダー	1台1回につき	310円	
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	入浴設備	1室1回につき	1,170円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	ビデオモニター	1台1回につき	410円
	ビデオデッキ	1台1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、展示室及び会議室

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7E)	1台1回につき	3,310円
	バレエ用シート	1枚1回につき	630円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円

	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	CDプレーヤー/カセットデッキ(一体型)	1台1回につき	1,050円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
第1練習室	ピアノ (ヤマハG2E)	1台1回につき	1,590円
第2練習室	ピアノ (ヤマハC3E)	1台1回につき	1,700円
展示室	展示パネル	1台1回につき	200円
第1会議室	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	CDプレーヤー/カセットデッキ(一体型)	1台1回につき	1,050円
第2会議室	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	OHP	1台1回につき	950円
第3会議室	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	CLDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
第7会議室	釜	1個1回につき	100円
その他	譜面台 (楽団員用)	1台1回につき	100円
	ビデオデッキ (VHS)	1台1回につき	410円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	ビデオ・パソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	拡声装置 (ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1セット1回につき	1,480円
	フリーパネル (営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
	MDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	DVDレコーダー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ (42型)	1台1回につき	410円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	非接触型検温器	1台1回につき	150円
	表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ	1台1回につき	400円

	ラ及び三脚	
--	-------	--

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することができる設備・備品については、支障のない範囲内で設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和3年6月24日
- (2) 適用開始年月日 令和3年4月1日

鳥取県告示第622号

鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第11条第2項の規定に基づき、鳥取県立倉吉未来中心の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

令和元年鳥取県告示第324号（鳥取県立倉吉未来中心の利用料金について）は、令和3年11月30日限り廃止する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 利用料金

(1) 施設利用料

ア 大ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前 9 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 9 時 30 分 まで	午前 9 時から 午後 9 時 30 分 まで
平日	1,000円以下	25,610円	51,220円	56,020円	122,220円
	1,001円以上3,000円以下	33,290円	66,590円	72,830円	158,890円
	3,001円以上5,000円以下	40,980円	81,960円	89,640円	195,570円
	5,001円以上	51,220円	102,450円	112,060円	244,470円
休日	1,000円以下	30,730円	61,470円	67,230円	146,670円
	1,001円以上3,000円以下	39,950円	79,910円	87,400円	190,670円
	3,001円以上5,000円以下	49,170円	98,350円	107,570円	234,680円
	5,001円以上	61,470円	122,940円	134,470円	293,360円

備考

- 1 この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- 2 この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 3 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。
- 4 1階部分のみを利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の3の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 5 大ホールを4月又は5月の金曜日を除く平日に利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の5分の4の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 6 鳥取県内の利用者が、文化芸術活動目的に限り、大ホール利用日前の2月以内の日に大ホールの舞

台上のみを練習利用する場合の利用料の額は、この表に定める利用料の額の4分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

イ 小ホール利用料

区分	入場料等の最高金額	午 前	午 後	夜 間	全 日
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
平日	1,000円以下	5,120円	10,240円	11,200円	24,430円
	1,001円以上3,000円以下	6,650円	13,310円	14,560円	31,750円
	3,001円以上5,000円以下	8,190円	16,380円	17,920円	39,090円
	5,001円以上	10,240円	20,490円	22,400円	48,870円
休日	1,000円以下	6,130円	12,280円	13,440円	29,300円
	1,001円以上3,000円以下	7,980円	15,970円	17,460円	38,090円
	3,001円以上5,000円以下	9,820円	19,660円	21,500円	46,900円
	5,001円以上	12,280円	24,580円	26,880円	58,640円

備考

- この表において「入場料等」とは、入場料、会費、受験料、参加料その他名称のいかんを問わず入場者から入場の対価として徴収されるもの及び施設を利用して行われる催し、会議等を映像、音声等により配信する場合において当該映像、音声等を視聴する者からその対価として徴収されるものをいう。
- この表において「平日」とは休日以外の日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに日曜日及び土曜日をいう。
- 午前に準備又は稽古のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の額の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

ウ ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合には、施設利用料を次のとおりとする。

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
大ホール	12,800円	25,610円	28,000円	61,090円
小ホール	2,560円	5,120円	5,600円	12,210円

エ 楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室及び練習室利用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
第1楽屋	300円	610円	670円	1,450円
第2楽屋	290円	580円	640円	1,380円
第3楽屋	280円	560円	610円	1,330円
第4楽屋	560円	1,130円	1,230円	2,680円
第5楽屋	600円	1,210円	1,330円	2,880円
第6楽屋	590円	1,190円	1,290円	2,820円
第7楽屋	880円	1,760円	1,920円	4,190円
第8楽屋	220円	440円	480円	1,040円
第9楽屋	570円	1,160円	1,260円	2,750円
第10楽屋	570円	1,160円	1,260円	2,750円
楽屋事務室	220円	440円	480円	1,040円
スタッフルーム	320円	640円	700円	1,520円

リハーサル室	2,100円	4,210円	4,590円	10,020円
第1練習室	640円	1,300円	1,420円	3,090円
第2練習室	1,210円	2,440円	2,660円	5,800円

オ セミナールーム利用料

区 分		利用料（1時間につき）
セミナールーム1		1,290円
セミナールーム2		710円
セミナールーム3	全室	3,080円
	2分の1室（A）	1,540円
	2分の1室（B）	1,540円
セミナールーム4		580円
セミナールーム5		660円
セミナールーム6		580円
セミナールーム7		790円
セミナールーム8		890円
セミナールーム9	全室	770円
	8畳（A）	310円
	6畳（B）	230円
	6畳（C）	230円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

カ アトリウム利用料

区 分	利用料
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）	100円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

キ 大ホール2階ホワイエ利用料

区 分	利用料（1時間につき）
ホワイエ	610円

備考

- 1 利用範囲は2階ホワイエのみとする。
- 2 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 3 通常の開館時間以外の時間に利用する場合は、この表の利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）をもって時間外利用料とする。

ク 団体事務局サロン利用料

区 分	利用料
団体事務局サロン（1月1平方メートルにつき）	1,390円

備考

- 1 利用期間が1月未満であるとき、又は利用期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。
- 2 利用面積が1平方メートル未満であるとき、又は利用面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。
- 3 利用料には、電気、水道及び清掃に係る料金を含まないものとし、別途定額を徴収する。

ケ 営利目的で利用できる施設とその施設利用料

(ア) 時間貸施設

施 設		利用料（1時間につき）
リハーサル室		3,350円
セミナールーム1		2,580円
セミナールーム2		1,420円
セミナールーム3	全室	6,160円
	2分の1室（A）	3,080円
	2分の1室（B）	3,080円
セミナールーム4		1,160円
セミナールーム5		1,320円
セミナールーム6		1,160円
セミナールーム7		1,580円
セミナールーム8		1,780円
セミナールーム9	全室	1,540円
	8畳（A）	620円
	6畳（B）	460円
	6畳（C）	460円
アトリウム（1時間50平方メートルにつき）		500円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。ただし、午後9時から午後9時30分まで利用する場合の利用料は、この表の利用料の額の2分の1の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。
- 2 通常の開館時間以外の時間に利用する場合の利用料は、この表により算定した利用料の額を1.2倍した額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）とする。

(イ) 区分貸施設

小ホール（平土間）	午 前	午 後	夜 間	全 日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
	15,030円	30,060円	32,880円	71,730円

備考 午前に準備等のため利用し、引き続き午後及び夜間に本番のため利用する場合は、全日の利用料の10分の9の額（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）を徴収する。

コ 大ホール（2階ホワイエの単独利用を除く。）、小ホール、楽屋・楽屋事務室、スタッフルーム、リハーサル室、練習室の延長・時間外利用料

区 分	利用料（1時間当たり）
-----	-------------

午前8時から午前9時まで及び正午から午後1時まで	午前の利用料÷3×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午後5時から午後6時まで	午後の利用料÷4×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）
午前0時から午前8時まで及び午後9時30分から午後12時まで	夜間の利用料÷3.5×1.2（10円未満の端数は切り捨てるものとする。）

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 2 午前（午前9時から正午まで）から引き続き午後（午後1時から午後5時まで）において利用する場合における正午から午後1時までの間の利用に係る延長利用料及び午後（午後1時から午後5時まで）から引き続き夜間（午後6時から午後9時30分まで）において利用する場合における午後5時から午後6時までの間の利用に係る延長利用料は、徴収しない。
- 3 ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合は、（1）ア及びイに定める利用料を午前の利用料、午後の利用料及び夜間の利用料とみなして、延長・時間外利用料を計算する。

（2）設備利用料

ア 大ホール

区 分		利 用 料	
種別	設 備 名		
舞台設備	小せり	1基1回につき	1,170円
	音響反射板	1基1回につき	5,760円
	オーケストラピット	1基1回につき	6,290円
	紗幕（白、グレー、黒）	1枚1回につき	1,170円
	紅白幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,050円
	浅葱幕（天竺幕）	1枚1回につき	1,170円
	舞台所作台	1セット1回につき	7,570円
	花道所作台（下手花道用）	1セット1回につき	1,810円
	松竹羽目	1セット1回につき	2,660円
	毛せん	1枚1回につき	310円
	長座布団	1枚1回につき	200円
	平台	1台1回につき	200円
	上敷ござ	1枚1回につき	310円
	金屏風	1双1回につき	1,590円
	地かすり（グレー・黒）	1枚1回につき	1,590円
	鳥屋囲（下手花道用）	1セット1回につき	1,050円
	バレエ用シート	1枚1回につき	950円
	雪かご	1台1回につき	310円
	開き足	1脚1回につき	100円
	演台（大）	1卓1回につき	630円
	演台（小）（司会台兼用）	1卓1回につき	410円
	指揮者台	1台1回につき	200円
	譜面台（指揮者用）	1台1回につき	100円
譜面台（楽団員用）	1台1回につき	100円	
楽器	ピアノ（スタインウェイ）	1台1回につき	10,670円

	ピアノ (ベーゼンドルファー)	1台1回につき	10,670円
	バスドラム	1台1回につき	620円
	ティンパニー	1セット1回につき	3,140円
	マリンバ	1台1回につき	1,150円
照明設備	ローアホリゾントライト	1セット1回につき	1,380円
	ボーダーライト	1列1回につき	1,170円
	サスペンションスポットライト (20キロワット)	1列1回につき	840円
	中アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	1,700円
	アッパーホリゾントライト	1セット1回につき	2,770円
	客席サスペンションスポットライト(20キロワット)	1列1回につき	840円
	トーマンタルスポットライト	1セット1回につき	310円
	フロントサイドスポットライト	1列1回につき	840円
	第1シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	第2シーリングスポットライト	1列1回につき	1,380円
	天井反射板ライト (90灯)	1セット1回につき	2,660円
	コンダクタースポットライト	1台1回につき	310円
	クセノンピンスポットライト (3キロワット)	1台1回につき	2,660円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
移動用効果器具・効果用照明器具	フットライト	1セット1回につき	840円
	花道フットライト	1セット1回につき	410円
	スポットライト (500ワット)	1台1回につき	200円
	スポットライト (1キロワット)	1台1回につき	310円
	スポットライト (ソースフォー575ワット)	1台1回につき	310円
	エフェクトスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	410円
	ミラーボール (240×400φ)	1台1回につき	580円
	ミラーボール (600φ)	1台1回につき	840円
	マルチストロボ (300ワット)	1台1回につき	950円
	スモークマシン (ロスコ)	1台1回につき	950円
	ドライアイスマシン	1台1回につき	950円
	レインボーマシン	1台1回につき	950円
	ファイアーエフェクトマシン	1台1回につき	950円
	波エフェクトマシン	1台1回につき	950円
スモークマシン (ディフュージョン)	1台1回につき	950円	
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	3,720円
	サブミキシングコンソール	1台1回につき	1,270円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円

	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイク (バウンダリー型)	1本1回につき	950円
	マイク (グースネック型・マイクスタンドを含む。)	1本1回につき	950円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,270円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	6,390円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	スライドデッキ	1台1回につき	410円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	演奏者用イス	1脚1回につき	100円
	テレビ中継設備	1セット1回につき	9,930円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	給湯設備	1室1回につき	1,170円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で大ホール以外の施設でも利用できるものとする。

イ 小ホール

種 別	区 分		利 用 料
	設 備 名		
舞台設備	音響反射板		1基1回につき 3,660円
	平台		1台1回につき 200円
	地かすり (黒)		1枚1回につき 1,590円
	バレエ用シート		1枚1回につき 950円
	開き足		1脚1回につき 100円
	演台 (大)		1卓1回につき 630円
	演台 (小) (司会台兼用)		1卓1回につき 410円
	指揮者台		1台1回につき 200円
	譜面台 (指揮者用)		1台1回につき 100円
	譜面台 (楽団員用)		1台1回につき 100円
	フォールディングステージ		1台1回につき 780円
楽器	ピアノ (ヤマハNEWCFⅢS)		1台1回につき 7,820円
照明設備	ローア・ホリゾントライト		1セット1回につき 1,170円
	ボーダーライト		1列1回につき 840円
	サスペンションスポットライト (10キロワット)		1列1回につき 410円
	アッパーホリゾントライト		1セット1回につき 1,590円

	客席サスペンションスポットライト (10キロワット)	1列1回につき	410円
	サイドギャラリースポットライト	1セット1回につき	410円
	天井反射板ライト (32灯)	1セット1回につき	700円
	LEDピンスポットライト (1キロワット)	1台1回につき	1,590円
	調光操作卓	1セット1回につき	3,720円
音響設備器具	拡声装置	1セット1回につき	2,770円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	MD/CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マスターレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ソリッドステートレコーダー	1台1回につき	1,050円
	ステージモニタースピーカー	1台1回につき	1,170円
	移動スピーカー	1台1回につき	1,170円
	三点吊りマイク装置	1セット1回につき	1,050円
	三点吊りマイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (コンデンサ型)	1本1回につき	950円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	1,170円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,270円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (ブーム型)	1本1回につき	200円
マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円	
	舞台袖簡易操作卓	1セット1回につき	1,270円
映像機器	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
その他	舞台用テーブル	1脚1回につき	100円
	舞台用イス	1脚1回につき	100円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	給湯設備	1室1回につき	1,170円

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で小ホール以外の施設でも利用できるものとする。

ウ リハーサル室、練習室、セミナールーム及びアトリウム

区 分		利 用 料	
施 設	設 備 名		
リハーサル室	ピアノ (ヤマハC7L)	1台1回につき	1,460円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円

	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	バレー用シート	1枚1回につき	630円
	拡声装置	1台1回につき	550円
練習室1	ピアノ (ヤマハYU5)	1台1回につき	620円
練習室2	ピアノ (ヤマハYU5)	1台1回につき	620円
セミナールーム 1	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	拡声装置	1台1回につき	550円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
セミナールーム 3	金屏風	1隻1回につき	1,590円
	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	書画カメラ	1台1回につき	950円
	ビデオデッキ (S-VHS)	1台1回につき	410円
	同時通訳設備	1セット1回につき	21,350円
	拡声装置	1台1回につき	550円
セミナールーム 7	カセットテープデッキ	1台1回につき	840円
	CDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	MDデッキ	1台1回につき	1,050円
	マイク (ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク (ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク (ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド (卓上型)	1本1回につき	200円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円

	拡声装置	1台1回につき	550円
アトリウム	簡易ステージ	1台1回につき	520円
	展示用パネル(営利を目的として利用する場合に限る。)	1枚1回につき	100円
その他	マイク(ダイナミック型)	1本1回につき	740円
	マイク(ワイヤレス・ハンド型)	1本1回につき	940円
	マイク(ワイヤレス・タイピン型)	1本1回につき	1,020円
	マイクスタンド(床上型)	1本1回につき	200円
	マイクスタンド(卓上型)	1本1回につき	200円
	拡声装置(ワイヤレスアンプ・マイク1本)	1台1回につき	1,480円
	ポータブルミキサー	1台1回につき	1,270円
	ビデオパソコンプロジェクター	1台1回につき	1,910円
	移動式スクリーン	1枚1回につき	410円
	映像伝送システム	1セット1回につき	2,610円
	ミニDVカメラレコーダー	1台1回につき	940円
	持込電気機器	1キロワット1回につき	200円
	DVDプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	エレクトーン(ヤマハEL900m)	1台1回につき	830円
	パイプオルガン(ヤマハPO-103P)	1台1回につき	830円
	ホワイトボード	1台1回につき	150円
	ブルーレイディスクプレーヤー	1台1回につき	1,050円
	液晶ディスプレイ(50型)	1台1回につき	410円
非接触型検温器	1台1回につき	150円	
表面温度計測サーモグラフィハンディカメラ及び三脚	1台1回につき	400円	

備考

- 1 利用回数は、午前、午後及び夜間の区分ごとに1回とする。ただし、施設利用料が1時間当たりで計算される場合は、4時間ごとに1回とする。
- 2 移動して利用することが可能な設備・備品については、支障のない範囲内で設備・備品を設置している施設以外の施設でも利用できるものとする。
- 3 各施設に常設されているホワイトボードについては無料とする。

エ 大ホール2階ホワイエ

区 分			利 用 料	
施 設	設 備 名	設置数		
大ホール2階ホワイエ	ビュッフェ設備	1	1回につき	1,620円

備考

- 1 利用回数は、4時間ごとに1回とする。
- 2 利用料には水道利用料を含むものとする。

2 承認年月日等

- (1) 承認年月日 令和3年6月24日
- (2) 適用開始年月日 令和3年4月1日

鳥取県告示第623号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定に

に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
医療法人勤誠会	米子市日原319-1	訪問看護ステーションかがやき	米子市日原319-1	精神通院医療	令和3年12月1日

鳥取県告示第624号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（農村地域防災減災事業海川第2地区 農業用排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
令和3年11月30日から同年12月20日まで
- 縦覧に供する場所
米子市役所及び日吉津村役場
- 審査請求
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求すること。

鳥取県告示第625号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和3年11月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 解除に係る保安林の所在場所
鳥取市気高町八束水字短尾2708の23、2708の26、2708の104、2708の107
- 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

鳥取県告示第626号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシ	たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和3年11月16日	令和3年10月30日	居宅療養管理指導

一西日本					
------	--	--	--	--	--

鳥取県告示第627号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

令和3年11月30日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	たかきファーマシー	米子市皆生新田三丁目1-15	令和3年11月16日	令和3年10月30日	介護予防居宅療養管理指導